

確定申告・市県民税申告

申告期限は
3/17
(月)

2/17(月)～3/17(月)は確定申告と市県民税申告の期間です。
申告が必要な人は必ず申告してください。

問合せ先

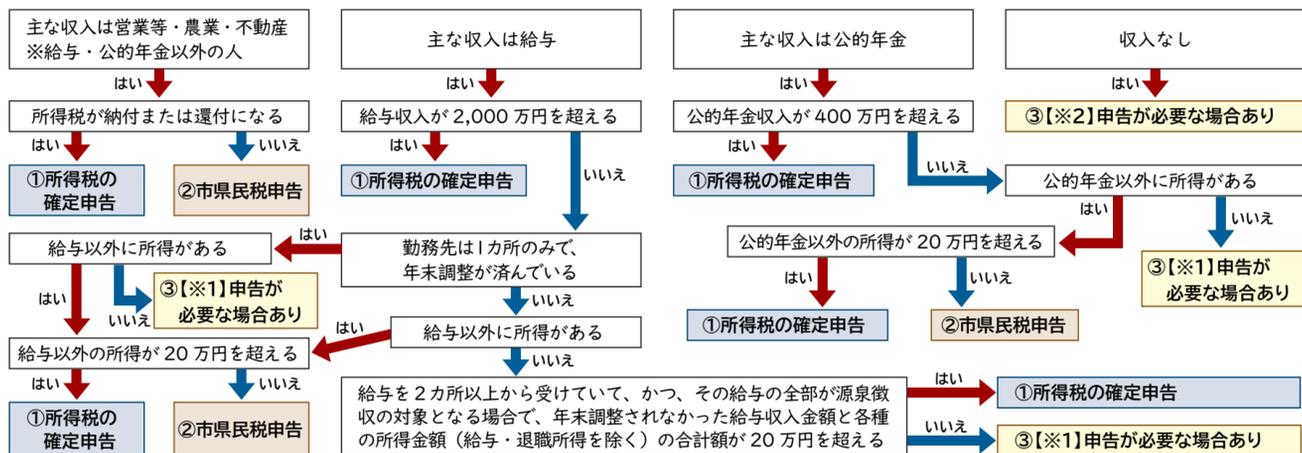
確定申告…藤枝税務署
(☎426-8711 藤枝市青木2-36-17) ☎641-0680
市県民税申告・年金受給者の確定申告…課税課 市民税担当
(☎425-8502 本町2-16-32 市役所本庁舎3階7番窓口)
☎626-2149



あなたは申告が必要ですか

次のフローチャートにより、確定申告や市県民税申告が必要かどうか確認してください。
※このフローチャートは一般的な例です。不明な点は課税課にお問い合わせください。
※遺族年金、障害年金、失業給付金などは非課税所得のため、収入に計上しません。
対象 令和7年1月1日時点で市内に住所がある人(1月1日時点で市外に住んでいた人などは、住んでいた市区町村へ相談してください)

■令和6年中(令和6年1月1日～12月31日)の収入



▼判定結果

区分	注意事項など
① 所得税の確定申告が必要です	所得税の確定申告をすれば、市県民税申告をする必要はありません。
② 市県民税申告が必要です	収入から所得税が源泉されていて、申告により所得税の還付を受ける場合には、所得税の確定申告が必要です。この場合、所得税の確定申告をすれば、市県民税申告をする必要はありません。 ※繰越損失がある場合は、所得税の確定申告が必要です。
③ 申告が必要になる場合があります	【※1】申告の義務はありませんが、医療費控除や扶養控除の追加など申告したい場合、源泉徴収された所得税の還付を受ける人は所得税の確定申告が、それ以外の人は市県民税申告が必要です。 【※2】収入がなくても、課税証明書などが必要な場合や次の行政サービスを受ける場合は、市県民税申告が必要です。 ● 国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の軽減 ● 高額療養費・高額介護サービス費の自己負担額の決定 ● 国民年金保険料の免除 ● 保育料の決定 ● 児童手当・児童扶養手当の支給 ● 就学援助費の支給 ● 高等学校等就学支援金の支給 ● 障害福祉サービス(自立支援給付)の支給 ● 公営住宅の審査 など

申告はインターネットや郵送をご利用ください

【確定申告】パソコン・スマホで簡単作成

確定申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成することができます。
また、マイナンバーカードとマイナンバーカード読み取り対応のスマートフォン(またはICカードリーダーライター)を用意すれば、「国税電子申告・納税システム(e-Tax)」を利用して電子送信することができます。
※電子送信や郵送での提出にご協力ください。
※詳しくは、国税庁ホームページを確認してください。



確定申告書等作成コーナー

【市県民税】住民税試算システムのご利用を

市県民税申告書は、市ホームページの「住民税試算システム」で作成することができます。
このシステムで作成した申告書を印刷し、必要書類を添付して提出してください。
※郵送での提出にご協力ください。
※所得税の確定申告と異なり、電子送信はできません。
※書類が不足している場合、控除などが認められない場合があります。
※詳しくは、「住民税試算システム」ページを確認してください。



住民税試算システム

申告会場

申告会場は、自宅での申告書作成が難しい人向けに開設しますが、1日当たりの定員を設けるほか、会場内の待合席の人数制限などを実施します。
発熱などの症状のある人や体調が優れない人は、来場を控えてください。

確定申告会場

場所 総合体育館(シーガルドーム)
開設期間 2/17(月)～3/17(月)(土日・祝日を除く)
受付時間 9:00～16:00
※会場の混雑状況により、受け付けを早めに終了する場合があります。
注意事項
● 確定申告会場への入場には、「入場整理券(下記参照)」が必要です
● 申告期間中、藤枝税務署では申告相談できません
● 総合体育館への電話での問い合わせはご遠慮ください(申告会場との取り次ぎはしません)
● 申告書の提出のみの場合は、郵送などにより税務署へ提出してください

入場整理券

入場整理券は、会場で当日配布しますが、国税庁公式LINEから事前にオンラインで入手することもできます。
入場整理券の配布状況により、後日の来場をお願いすることがあります。
※詳しくは、国税庁公式LINEを確認してください。



国税庁公式LINE



会場に来場する場合の主な持ち物

▼申告・相談の持ち物(○印が付いている物が、必要な持ち物です)

対象	持ち物	所得税の確定申告	年金受給者申告相談会	市民税・県民税の申告
全員	マイナンバーカード(または、マイナンバーを確認できる書類と運転免許証などの身分証明書)	○	○	○
確定申告会場(総合体育館)への来場者	スリッパなどの内履き	○	○	○
給与収入がある人	給与所得の源泉徴収票	○	○	○
公的年金等の収入がある人	公的年金等の源泉徴収票	○	○	○
事業や不動産などの所得がある人	収支内訳書、青色決算書、収入金額や必要経費が分かる書類	○	○	○
その他の所得がある人	収入金額や必要経費が分かる書類	○	○	○
扶養親族などがある人	その親族のマイナンバーを確認できる書類	○	○	○
社会保険料控除を適用する人	納付済額が分かる通知(国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料など)	○	○	○
生命保険料控除・地震保険料控除を適用する人	控除証明書	○	○	○
障害者控除を適用する人	障害者手帳、障害者控除対象者認定書	○	○	○
医療費控除を適用する人	医療費控除の明細書(または、医療費通知) ※領収書の添付や提示では医療費控除を適用できません。	○	○	○
寄附金控除を適用する人	寄附金の受領証、寄附金控除に関する証明書	○	○	○
その他の控除を適用する人	控除を証明する書類	○	○	○
所得税の還付を受ける人	申告者本人名義の金融機関の預貯金口座番号が分かるもの	○	○	○
前年以前に申告した人	直近年分の確定申告書の控え、利用者識別番号の通知書	○	○	○

島田年金事務所 公的年金等の源泉徴収票などの再発行

確定申告などに必要な「公的年金等の源泉徴収票」や「社会保険料(国民年金)控除証明書」を紛失した場合は、ねんきんダイヤルや島田年金事務所まで再交付の申請ができます。問い合わせの際は、基礎年金番号が分かるものを手元に用意してください。
※ねんきんネットのユーザーIDを持っている人は、ねんきんネットから再交

付の申請ができます。マイナンバーカードを持っている人は、マイナポータルからねんきんネットにログインできます。

問合せ ●ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165
●島田年金事務所 ☎0547-36-2211



ねんきんネット